

沖縄県医師会医学会賞（研修医部門）選考規約

総則

1. 沖縄県医師会医学会に学会賞をもうけ、これを沖縄県医師会医学会賞（研修医部門）と名付ける。
2. 本賞は、沖縄県医師会医学会総会において、優れた研究業績を発表した初期研修2年目で且つ、日常の研修活動において顕著な成績を納めた者に対して、選考の上、授与する。
3. 記念品は「楯」とし、賞金を最優秀賞10万円、優秀賞（2名）5万円とする。
4. 授与された演題は、沖縄県医師会ホームページ、沖縄県医師会報、沖縄医学会雑誌記録集に掲載する。
5. ただし、他学会に既に発表した内容、もしくはその予定のある場合は当賞へのエントリーは認めない。

選考

6. 受賞対象者は、発表時に初期研修2年目であり、本会会員であることを条件とする。
7. 受賞候補者については、沖縄県医師会医学会総会一般演題発表者で、所属病院長及び指導医より別紙推薦書の承諾をいただく。推薦は、初期研修2年目の医師が10名以上いる病院からは1病院最大2名まで、9名以下の病院からは1名まで可能とする。
8. 選考は、沖縄県医師会医学会賞選考委員会で行い決定する。
9. 選考に関する事務は沖縄県医師会事務局において行う。

発表・ポスター作成の際の留意点

10. 抄録の構成は下記のとおりとする。
 - 【原著】緒言、対象と方法、結果、考察、結語
 - 【症例報告】緒言、症例、考察、結語
11. ポスターは、12枚以内（スライド相当）とし、文字の大きさは24ポイント以上とする。
12. 内容は、下記4点を含めること。
 - ①発表する症例の明確な医学的意義
 - ②鑑別診断から確定診断への明快な思考プロセス
 - ③発表者が主治医として患者にどのように関わったかが分かる内容を入れる
 - ④研究発表を通して他の研修医に伝えたいこと（13枚目のスライドを使用）

本規約の改正

13. 本規約に不都合が生じた場合には沖縄県医師会医学会幹事会および分科会長会議において審議、検討し、その改正には理事会の承認を得るものとする。

附則

本規約は2011年（平成23年）8月1日より施行する。

附則（一部改正）

本規約は2013年（平成25年）10月15日より施行する。

本規約は2016年（平成28年）12月20日より施行する。

本規約は2018年（平成30年）12月18日より施行する。

本規約は2023年（令和5年）1月17日より施行する。

本規約は2024年（令和6年）10月15日より施行する。